

障害福祉サービスの利用のしかた

1

相談 福祉課または相談支援事業者に相談ください。

※相談支援事業者(現在未定)：県の指定を受けた事業所のことで障害福祉サービス申請前の相談や申請時の支援、サービス利用計画書の作成、サービス業者との連絡調整を行います。

2

申請 福祉課へ申請

※支給申請を行うと、現在の生活や障害の状況についての調査が行われます。

3

審査・判定 調査結果をもとに障害程度区分が決まります。

※市の認定調査員が106項目の調査を行い、6段階に設定された障害程度区分のどれに該当するかを判定(一次判定)します。介護給付を希望する場合、一次判定と医師意見書・調査員の特記事項等をあわせて、認定審査会(二次判定)で審査・判定を行います。

4

認定・通知 受給者証交付

障害程度区分と本人の利用要望・介護者の状況や収入等をもとに、サービス支給量・利用負担上限額を決定します。

5

事業者との契約 利用者とサービス事業者との契約

必要に応じて、相談支援事業者に相談し『サービス利用計画』を作成します。(作成費は無料)

6

サービス利用 サービス利用の開始です。

各種減免制度

障害者や障害者の世帯の収入に応じて、各種の減免措置があります。福祉サービスの種類で減免内容も異なりますので福祉課までご相談ください。

相談・問い合わせ先

福祉課障害福祉係(西合志庁舎)
☎(242) 1149

補足

「合志市の手引き」35ページの障害者福祉の欄の「支援費制度」については、障害者自立支援法の施行により廃止となります。

